

静岡市告示第154号

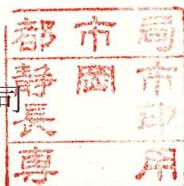
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月15日

静岡市

上記代表者

静岡市長 難波 喬司



1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画市場 1号 清水魚卸売市場

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所都市局都市計画部都市計画課